



## 有料老人ホーム施設長向け研修 施設長研修(前期日程)9月・11月に東京・大阪・オンラインにて開催！！ 修了者には業界初<sup>※</sup>「有老協・施設長研修修了認定証」を交付

公益社団法人全国有料老人ホーム協会(理事長:中澤 俊勝、所在地:東京都中央区)は9月28日(火)～29日(水)、及び11月1日(月)～2日(火)に東京・大阪・オンラインで有料老人ホーム施設長研修(前期日程)を開催します。

※業界初は公益社団法人全国有料老人ホーム協会調べ

### ■有老協 施設長研修制度とは

近年介護施設等で虐待事件や介護事故が増加しているなか、本協会では入居者の安心・安全を守るため、確かな福祉観・人間観を持ち、効率的・民主的にホームを管理出来る施設長を養成することを目的に、令和元年度に「施設長研修制度」を創設しました。1年度内に前期・後期日程を実施し、5つのテーマで構成される18科目を履修、事後にレポートをご提出いただくことで「有老協・施設長研修修了認定証」を受講者に交付いたします。



令和元年度 施設長研修

### ◇施設長研修5つのテーマ◇

- A. 有料老人ホーム事業の理解 B. 高齢者の心身特性の理解と尊厳の確保
- C. 施設業務の理解と業務標準化の推進 D. 施設長の役割 E. 職員の理解と人材管理

### ■施設長研修(前期日程)の概要

【日 程】 東京/令和3年9月28日(火)～29日(水)

大阪・オンライン/令和3年11月1日(月)～2日(火)

【会 場】 東京/フクラシア品川クリスタル(港南)(東京都港区港南1-6-41)

大阪/AP大阪淀屋橋(大阪府大阪市中央区北浜3-2-25)

【受講料】 東京・大阪/30,000円(税込)

オンライン/20,000円(税込)

【申込方法】 下記本協会ホームページよりお申込みいただけます。

[https://www.yurokyo.or.jp/news\\_detail.php?c=&sc=&id=3348](https://www.yurokyo.or.jp/news_detail.php?c=&sc=&id=3348)

【申込締切】 東京・大阪、オンラインともに、2021年7月16日(金)

### ◆本リリースに関するお問合せ先

〒103-0027 東京都中央区日本橋3-5-14 アイ・アンド・イ日本橋ビル7階

公益社団法人全国有料老人ホーム協会 <https://www.yurokyo.or.jp/>

事業推進部 福澤 真美

電話/03-3272-3781 E-MAIL/fukuzawa@yurokyo.or.jp

## 【参考】

### ○公益社団法人 全国有料老人ホーム協会 とは

「全国有料老人ホーム協会」は、有料老人ホームを設置・運営し、またはサービスを提供する事業の健全な発展と、入居者の保護を目的とする厚生労働省許可団体として、昭和 57 年 2 月に設立された団体です。また、平成 3 年 4 月には改正老人福祉法において規定された団体となり、平成 25 年「公益社団法人」となり、より一層の公益性を求められ、以下の事業を行っています。

主な事業内容は「入居者保護」「入居検討者への情報提供」「事業者の運営支援」の 3 つを柱としています。

入居者保護事業として、入居者生活保証制度・入居者生活支援制度の運営や、苦情対応委員会の事業として苦情相談を受け付けています。入居検討者への情報提供事業では、入居相談や、有料老人ホームへの理解を深めていただくために、冊子「有料老人ホームの基礎知識」や会員情報誌「輝・ニュース」の発行等による各種情報発信を積極的に行っております。事業者への運営支援事業として、有料老人ホーム事業にかかわる様々な調査研究、入居契約書等の各種ガイドラインの策定、ホーム全体のレベルアップを目的とした職員研修の実施、サービスの質の確保・向上を目的とした第三者評価事業などを行っています。他にも、高齢者の皆様に元気を届けることを目的に平成 12 年より開始しましたシルバー川柳は現在も毎年実施しており、たくさんのご応募をいただき大変ご好評をいただいています。

本協会は、有料老人ホーム事業の健全発展を通し、高齢化の進む日本において、活力ある社会づくりに寄与するべく、活動を続けております。

#### 【概要】

- 目的： 有料老人ホームの入居者の保護と有料老人ホーム事業の発展に努める内閣府認定の公益社団法人
- 設立： 昭和 57 年 2 月/平成 3 年 改正老人福祉法に規定/平成 25 年 公益社団法人へ移行
- 理事長： 中澤俊勝
- 所在地： 東京都中央区日本橋3-5-14 アイ・アンド・イー日本橋ビル7階
- 協会事業： 入居者生活保証制度の運営  
有料老人ホームの入居、苦情に関する相談事業  
契約内容の適正化と入居者の保護  
職員の資質向上のための研修事業  
調査研究事業  
啓発普及事業 等